

H27年度 主要事業

担当課

長寿介護課

事業名	在宅医療・ケアの推進（長寿介護課分）
経緯・課題	<p><経緯></p> <p>○ 峠南地域は県内で最も高齢化が進んでいる地域であるが、保健・医療・福祉でのサポート体制が不十分であることから、地域住民が住み慣れた住宅での生活を継続できるような「地域包括ケアシステム」を構築することが早急の課題となっている。在宅医療の支援に関しては、これまでに「峠南医療圏地域医療再生計画」に基づき、5町が事業主体となり峠南在宅医療支援センターと峠南在宅ドクターネットの運営が行われている。</p> <p>○ 各町に対しては、地域包括ケアシステム構築に向けた動的プロセスである地域ケア会議の開催支援、医療と介護の連携をスムーズに行うための連携シートの普及を図っているほか、郡医師会による認知症相談窓口と連携した認知症の支援体制づくりに取り組んでいる。</p> <p><課題></p> <p>○ 地域包括ケアシステムの構築に向け、各町が第6期介護保険事業計画に位置づけている在宅医療・介護の連携、認知症の支援体制づくり等の取り組みについて、各町が主体的かつ着実に推進できるような支援が必要となる。</p> <p>○ 初期対応時や退院時等における医療側と地域包括支援センター等との連携体制については、今後も検討を継続していく必要があるので、実効性のある協議の場とするために関係者と協議手法を検討していく必要がある。また、将来的にはこの支援体制を認知症のみに限定せず、各町において地域包括ケアシステムに移行させていくことも視野に入れながら検討を行う。</p> <p>○ 26年度は関係者間の連携手法（ツール）については具体的な検討までに至らなかったが、実効性のある連携を行うためには導入の検討が必要である。</p> <p>○ 初期集中支援チームの設置など各町が第6期介護保険事業計画に位置づけている取り組みについては、各町が主体的かつ着実に推進できるような支援が必要となる。</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各町が実施する第6期介護保険事業計画（H27～H29）について、在宅医療・介護の連携、認知症支援、生活支援サービス等の整備に向けて、国や関係課からの情報収集に努めるとともに、各町の進捗状況を把握し、必要な支援を行う。また、「地域包括ケア推進アドバイザ一派遣等事業」を活用し、管内全町で地域ケア会議が開催できるように支援・参画する。 ○ 認知症の支援体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・関係者に対して国の情報や参考事例等の情報提供 ・検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 4月 今後の協議の進め方についての検討 6月 相談窓口の利用状況や関係者間の連携の状況について実態調査を実施 8月以降 医療側と地域包括支援センターとの連携を中心にフローチャート等を再検討 <ul style="list-style-type: none"> ・地元医師会等が行うスキルアップ研修会の開催支援 ○ 医療と介護の連携手法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度にテスト運用を行ったタブレット端末を使った在宅患者情報共有システム（コメット）が医療機関・町・事業所へ本格配布されることになったので、機能やシステムで提供する様式等について関係機関と連携しながら検討していく。
全体計画・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度は引き続き認知症の支援体制づくりを中心に取り組みを行っていくが、各町からの聞き取り等により第6期介護保険事業計画の進捗管理と状況把握を行い、今後は関係各課の事業も組み入れながら、この支援体制を各町において地域包括ケアシステムに移行させていくための取り組みを検討していく。 ○ 地元医師を対象とした認知症対応のスキルアップのための研修や、病院退院時の連携体制の構築、峠南在宅医療支援センターの活用、在宅患者情報共有システム等について、地元医師会事業や他課の事業との棲み分けを整理したうえで実施する必要がある。

H27年度 主要事業

主管課

長寿介護課

事業名	介護サービス事業者の指導監督の強化
経緯・課題	<p><経緯></p> <p>○平成18年4月改正介護保険法の施行を受け、平成18年10月23日付で厚生労働省老健局から新たな指針が示されたことから、平成19年度より、県が制定した指導・監査実施要綱に基づき指導・監査を実施している。</p> <p>○介護サービス事業者の指導においては、適切でより良いサービスを提供できるよう、事業者を育成支援することを主眼として指導を実施している。</p> <p>○27年度は介護保険制度と介護報酬の大幅な改定が行われた。</p> <p><課題></p> <p>○今回の改定では、介護報酬（新たな加算の創設等）や事業所の運営基準（人員等）に関する事項に加え、地域密着型への移行やお泊まりデイ、さらには介護予防事業の町の地域支援事業への移行など、多岐にわたる改定が行われたため、事業者に対しては、今年度は事業所の運営基準、介護報酬の算定基準の理解と遵守、各種申請・届出事務の指導を強化する必要がある。</p>
内容	<p>県下の介護サービス事業所に対して統一した指導を行う必要があることから、本課及び各保健福祉事務所が集団指導を実施するとともに、各事務所単位で実地指導を行う。特に今年度については、改正に伴った適正な業務運営が行われるよう支援を行う。</p> <p>○制度改正・報酬改定に伴う事業所の円滑な実施のための支援（通年）</p> <p style="margin-left: 2em;">運営基準や各種加算の算定要件の変更等に伴う疑義や届出に対する指導を的確に行い、適正な業務運営が行われるよう、各保健福祉事務所が連携して支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明資料や質疑応答集の共同作成・配布・ホームページ掲載等 ・実地指導を実施する中で明らかとなった共通の指摘事項集の共同作成・配布 <p>○集団指導 介護サービス事業者に対して適正なサービスを提供するために必要な情報伝達をするとともに、遵守すべき法令の内容や各種サービス提供の取り扱い、報酬請求に関する基本的な事項について周知徹底を図る。今年度は特に介護報酬・運営基準の改定に伴う基準・要件の遵守と必要な届出等に関して、業務運営が円滑に行われるよう指導する。期間：平成27年6月実施予定 会場：南巨摩合同庁舎会議室</p> <p>○実地指導 介護報酬・運営基準の改定に関する内容について適正な対応や事務処理が行われているかどうかについて確認事項を追加するなど重点的に指導を実施する。また、サービスの質の向上を図ることも重要であることから、基準を満たしているかだけでなく、個別の利用者に対するサービス提供プロセスの重要性についての事業者の理解促進についても可能な限り実施する。</p> <p style="text-align: right;">期間：平成27年7月～平成28年2月の間 対象：管内の約3分の1の事業者</p>
全体計画・留意事項	<p>○運営基準や介護報酬の改定に加え、介護予防事業の町の地域支援事業への移行や地域密着型通所介護の創設、お泊まりデイサービスの届出制導入等、新たな指導項目が増加するので、27年度以降は事業所の適正な運営と報酬の算定に重点を置き指導する。</p> <p>○併せて、サービス提供を受ける高齢者の満足度の向上と介護給付費の適正化を図るために、介護事業者のサービス提供の質的向上についても可能な限り指導を行う。</p>

H27年度 主要事業

担当課 衛生課

事 業 名	食品による事故の防止および食品安全性確保の充実
経緯・課題	<p>【経緯】 食生活環境（生産、流通、消費）の多様化により、食品安全性を確保するためには、様々な危害要因を考慮し対応を行う必要がある。このため県では毎年「山梨県食品監視指導計画」を策定し、食品による事故の防止、安全確保の取り組みを行っているところである。</p> <p>平成26年には、管内において食中毒の発生はなかったが、県内では6件（ノロウイルス3件、カンピロバクター2件、黄色ブドウ球菌1件）発生がみられた。また、ノロウイルスを原因とする食中毒の割合は、全国的にも高く、平成26年2月には浜松市学校給食において食パンを原因とするノロウイルス食中毒が発生し、1271人の患者が発生している。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これらの発生状況を踏まえ、大規模食中毒対策として、特にノロウイルス対策を中心に弁当製造施設や集団給食施設に対する、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理の徹底と食品等事業者に対する衛生指導を強化する必要がある。 ○ また、予定されている県食品衛生法施行条例改正に対応し、食品安全性向上が期待できるHACCPによる衛生管理手法を食品営業事業者に周知・導入を図っていく必要がある。 ○ 平成26年8月、管内に野生鳥獣肉（ジビエ）を食肉として利用するための「食肉処理業」の許可施設が完成し、ニホンジカの処理が始まったが、ジビエによる人への健康被害防止対策として積極的な衛生指導が必要である。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模食中毒対策 <ul style="list-style-type: none"> ・集団給食施設への監視指導の実施・・・5~12月 ・集中監視の実施（身延、下部地区）・・・7月 ・夏季、冬季一斉監視・・・8、12月 ・食品衛生推進月間の実施・・・8月 ○ HACCPによる衛生管理手法導入の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・食品営業者（弁当製造施設等）への講習会の実施・・・10、2月 ・営業許可・更新申請時における窓口指導の実施・・・4~3月 ○ ジビエによる人への健康被害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ジビエ衛生指導のための保菌調査及び施設、枝肉の拭き取り検査・・・4月~10月 ・調査協力機関情報交換会の実施・・・5月
全体計画・留意事項	<p>【全体計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弁当製造施設や集団給食施設においては大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理の徹底を行い、食中毒の発生防止及び感染拡大防止を図る。 ○ HACCPに基づく衛生管理方法の導入を推進し、施設衛生管理者のみならず、調理従事者、営業者が衛生管理に対する共通認識を持つことにより衛生レベルの向上を図る。 ○ ジビエについて、関係機関と連携を図り、各処理工程における危害分析、衛生的処理の実施、検証といった衛生管理により人への健康被害防止を図る。 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管内では食品営業者の高齢化が進んでいることから、新しい衛生管理手法であるHACCPについて、わかりやすく理解して貰うことが必要であり、具体的な例示や説明パンフレットなどを用いた丁寧な指導を行っていかなければならない。（説明の長時間化） ○ ジビエの衛生管理では関係機関の協力を得ていることから、情報交換、データー共有など細かな打合せが必要となる。

H27年度 主要事業

担当課

衛生課

事 業 名	<p>生活衛生関係営業施設の監視指導の徹底による 健康被害の未然防止</p>
経緯・課題	<p>【経緯】 旅館、公衆浴場、理容所及び美容所等の生活衛生関係営業は、住民の日常生活に不可欠なサービスを提供し、住民生活の質の向上に重要な役割を担っている。このため、住民生活に密接に関係しているこれら生活衛生関係の衛生水準の維持向上を図るため施設監視を実施し、健康被害の発生防止に努めている。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入浴施設を原因とするレジオネラ症患者の発生は年々増加しており、平成26年度には管内においてレジオネラ感染症関連調査として3施設が調査対象となっている。いずれも原因施設とは特定されなかったが、管内には観光温泉施設や高齢者福祉施設の入浴施設等も多いことから、これらの施設の衛生指導を行う必要がある。 ○ 近年、美容技術の進歩や利用者の嗜好の変化により、美容所等で行われている美容行為も多様化し、今までなかった「まつげエクステンション」等による健康被害が報告されている。このため、資格者等の確認をおこないながら、健康被害の発生を未然に防止するとともに、器具等の消毒方法の再確認をおこない血液媒介性感染症の蔓延防止を図る必要がある。
内 容	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入浴施設を有する旅館、公衆浴場及び社会福祉施設の監視指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場、旅館等の立入検査・・・6~2月 ・社会福祉施設等に対する衛生管理方法の助言・・・隨時 ・入浴施設におけるレジオネラ感染症対策講習会の実施・・・2月 ○ 健康被害の状況等の実態把握を行うとともに、理・美容所における資格者の確認及び施設衛生管理の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・美容所、理容所への立入調査及び衛生指導・・・6~2月
全体計画・留意事項	<p>【全体計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入浴施設への立入調査を実施し、「山梨県レジオネラ症発生防止対策指針」に基づく自主衛生管理の実施状況について確認、指導を行い、自主管理体制の確立を図る。 また、入浴施設の衛生管理方法等について講習会を開催し周知していく。 ○ 理容所、美容所においては、施設の衛生管理、器具等の消毒方法を確認するとともに、美容所における「まつげエクステンション」の実施の有無および資格者による施術の確認を行い、健康被害の発生を未然に防止する。 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管内では、入浴施設の泉質により、遊離残留塩素による水質管理が困難な施設がいくつか見られるため、衛生環境研究所と協力し、遊離残留塩素以外による浴槽水の水質管理方法についての情報収集に努める必要がある。 ○ 美容師としての資格があっても、まつげに関する知識や技術的な訓練を受けていなければ危害を生じやすいため、まつげエクステに関する知識や技術向上に関する取組が必要である。

H27年度 主要事業

担当課

衛生課

事 業 名	危険ドラッグなど薬物乱用防止対策について
経緯・課題	<p>【経緯】 危険ドラッグの乱用者が、死亡したり、暴走運転により他人に怪我を負わせたりする事件事故が全国的に発生している。また、こうした薬物乱用者の低年齢化がみられ、乱用原因として「痩せられる」、「眠気覚まし」等の他に、特に若年層では「好奇心」、「はづみ」といった明確な使用目的がない動機が増加している。</p> <p>このため、啓発活動の「ダメ、ゼッタイ」普及運動や学校教育等の場での薬物乱用防止活動を実施し、薬物乱用防止対策を図っている。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年に管内中学生、高校生を対象に実施したアンケート調査結果では、大半の生徒が薬物乱用に対する正しい知識や認識を持っていたものの、ごく一部の生徒は理解が不十分であるという結果が得られた。このため、中、高生に対する啓発活動を継続していくとともに、理解が不十分であった部分についてより丁寧な説明を行い、すべての生徒が正しい認識を得られるよう普及啓発を行っていく必要がある。 <p>また、薬物乱用が小学生にまで広がっているという報告が内閣府から出されていることから学校教育での普及啓発の場を小学校まで広げる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 島根保健所管内には17名の薬物乱用防止指導員が委嘱されていることから、より地域に根ざした薬物乱用防止活動を展開し、地域における普及活動に努めていく必要がある。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管内小中学校、高校性を対象に薬物乱用防止教室の開催・・・・6～2月 ○ 青少年育成町民会議における啓発・・・・6～9月（夏休み前） ○ 6・26 ヤング街頭キャンペーンの開催・・・・6月
全体計画・留意事項	<p>【全体計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物乱用に染まっていない多くの人々が薬物乱用の恐ろしさについての正しい知識を身につけて、決して薬物には手を出さない、薬物乱用を許さない社会環境を作ることにあることから、関係機関と連携を図り、薬物乱用防止対策の一層の推進を図る。 ○ 薬物乱用防止指導員と協働して薬物乱用防止教室を開催する。 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物乱用防止指導員に対する事前研修会の実施や、薬物乱用防止教室の役割分担について調整を行う必要がある。 ○ 薬物乱用防止教室の開催にあたり、教育委員会、小・中学校、高校と日程調整を早い時期に調整しておく必要がある。